

## 公益財団法人全日本柔道連盟 公認用具（柔道畳）取扱規則

（公認畳の国内柔道競技会での使用）

- 第1条 公益財団法人全日本柔道連盟（以下「本連盟」という。）が主催・主管する柔道競技会においては、その試合場に必ず公認畳を使用しなければならない。
- 2 地区柔道連盟（協会・連合会）が主催するに柔道競技会においては、原則として、その試合場に公認畳を使用すること。

（公認畳表と畳床の接地構造）

- 第2条 公認の条件として、畳表と畳床との接地構造については、これを限定しない。

（公認畳の仕様に関する特例）

- 第3条 既に公認を受けた畳について、次の各号に該当する仕様変更がある場合は、従前の公認畳と同一品目のものと認める。
- (1) 畳表と畳床との接地構造における、密着式からカバー式、またはカバー式から密着式への変更
  - (2) 畳表と畳床との縫合方式の変更
  - (3) 畳裏の通常仕様から滑り止め仕様、または滑り止め仕様から通常仕様への変更
  - (4) 畳表の通常仕様から抗菌仕様、または抗菌仕様から通常仕様への変更
  - (5) 畳のサイズ182cm×91cmから200cm×100cm、または200cm×100cmから182cm×91cmへの変更（厚さの変更は特例の対象外）
- 2 前項各号による公認畳の仕様変更がある場合は、指定業者は、発売する前に、本連盟に指定の様式により、変更前の検査証明書と変更後の畳サンプルを提出し、本連盟の変更確認を受けなければならない。
  - 3 前第1項第4号による変更については、前項による報告の他、変更後の畳表の摩擦強度が本連盟公認用具（柔道畳）規程第3条に定める審査基準に適合することを示す指定検査機関の検査証明書を、本連盟に提出しなければならない。

（公認畳の色）

- 第4条 公認畳の色は、次のとおりとする。

グリーン（パントーンカラーNo. 334Uまたは従来から使用している類似色）

レッド（パントーンカラーNo. 1795C、No. 032Cまたは従来から使用している類似色）

イエロー（パントーンカラーNo. 123C）

薄いイエロー（パントーンカラーNo. 1205U）

ブルー（パントーンカラーの指定なし）

薄いブルー（パントーンカラーNo. 305C）

わさび色（パントーンカラーの指定なし）

いぐさ色（パントーンカラーの指定なし）

(改廃)

第5条 本規則の改廃は会長の決裁により行う。

付則

1. この内規は、平成21年5月12日から施行する。
2. この内規は、平成21年10月1日から一部改正して施行する。
3. この内規は、平成22年6月21日から一部改正して施行する。
4. この内規は、公益財団法人全日本柔道連盟の設立の登記の日から施行する。
5. この内規は、平成27年3月17日から施行する。
6. この内規は、平成31年3月12日から施行する。
7. この内規は、令和6年5月22日から一部改正して規則として施行する。
8. この規則は、2024（令和6）年12月4日から一部改正して施行する。